

役員報酬規程

社会福祉法人 朝日会

第1章 総則

(目的)

第1条

この規定は、社会福祉法人朝日会（以下「法人」という。）の理事長、理事、及び監事（以下「役員」という。）定款第1章第八条および第二一条の規定に基づき、役員及び監事の報酬について定めるものとする。

(定義)

第2条

本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条

役員に対して、職務の対価として報酬を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬を支給しない。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第4条

1. 役員が理事会および評議員会に出席した場合には、下記報酬を支給する。
理事会、評議員会への出席は1回当たり出席者に対し5,000円（税控除後）
2. 3年以上理事、監事の任に当たった理事、監事は辞職時に餞別金30,000円を支給する。
3. 監事の監査業務への出席報酬は1回当たり出席者に対し20,000円（税控除後）の報酬を現金で支払う。

(役員等の業務報酬)

第5条

役員等が理事会及び評議員会以外の日において、法人の業務や法人が実施する事業の運営業務にあたった場合でも報酬は支払わないものとする。

(出張旅費)

第6条

役員等が法人業務の為に出張する場合の旅費（交通費、宿泊料）は役員並びに職員に対する旅費等の支給規定による。（別紙添付）

(報酬等の支給方法)

第7条

役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会へ出席した場合、現金にて支給する。

(公表)

第8条

当法人は、この規定をもって社会福祉法第三二条の第三項に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条

この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条

この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は平成29年 4月 1日から施行する。